

NO. 498
平成17年(2005)
5/20(金)



小笠原 OGASAWARA -

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL 04998 (2) 3111
FAX 04998 (2) 3222

ホームページアドレス
<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

臨時号

7月3日(日)は 東京都議会議員選挙 の投票日です。
< 母島は繰上投票 7月2日(土)です >
忘れずに投票しましょう。

【選挙日程】

告示日 平成17年6月24日(金)
繰上投票日(母島) 7月2日(土) 午前7時から午後8時まで
投票日(父島) 7月3日(日) 午前7時から午後8時まで
開票日 7月3日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】 父島：小笠原村地域福祉センター 母島：母島村民会館

投票所へは投票入場券を持参してください。
(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方や20歳になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの
生年月日は？ 昭和60年7月5日以降 投票できません
昭和60年7月4日以前

小笠原村に住民登録
の届出をしたのは
いつですか？ 平成17年3月23日以前 小笠原村で投票できます
(村外において不在者投票される方は裏面の 印をご覧ください)
平成17年3月24日以降

以前の住民登録
はどこですか？ 都外 投票できません
都内 前の住所地で投票となります(注)

都外へ転出すると投票できなくなります。

(注) 前の住所地で投票する場合(都内の住所移転1回の方に限り)は、
現住所地の区市町村長(小笠原村長)の発行する証明書が必要です(証明書は無料で発行されます)。
該当する方で不在者投票を行う場合は、お早めに選挙管理委員会へお問合せください。

【期日前投票制度について】

投票日当日に所用で投票所へ行けない方は、従来の不在者投票ではなく、期日前投票をすることになりました。
期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができます。
従来の不在者投票のように、投票用紙を封筒に入れて、それに署名するといった手続きが不要で、投票が
しやすくなります。期日前投票所へは投票所入場券を持参してください。
対象となる投票：従来の不在者投票のうち選挙人名簿登録地(小笠原村)の選挙管理委員会で行う投票

投票の対象者：期日前投票を行う日に選挙権のある方
投票日当日に仕事や旅行など不在者投票事由に該当する方(「宣誓書」の提出が必要です。)

期日前投票所の場所と受付時間： 父島 村役場総務課 午前8時30分～午後8時00分
母島 母島支所 午前8時30分～午後6時00分

期日前投票期間：6月25日(土)～7月2日(土) 6月24日(金)は期日前投票ができません。
(母島の期日前投票期間は7月1日(金)までとなります。)

小笠原村以外の区市町村で不在者投票される方へ

【投票用紙等の請求について】

6月18日(土)までに村役場総務課または母島支所へ不在者投票の投票用紙の請求を行ってください。

(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。)

請求いただいた投票用紙は滞在先へ郵送されます。(6月22日(水)から発送いたします。)
到着したら本人が直ちに(ただし6月25日(土)以降)滞在先の市町村選挙管理委員会(指定病院()に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。

投票後は、投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村へ送致されます。

6月28日(火)竹芝出港のおがさわら丸に郵送で間に合うよう余裕を持ってお済ませください。
この便より後になりますと、投票が無効になってしまいますのでご注意ください。

指定病院について：入院されている病院が、不在者投票を行うことができる施設であることを所在地の選挙管理委員会が定めている病院のことをいいます。
詳しくは入院されている病院にご確認ください。

【父島～母島間で、6月23日(木)以降 転居された方の投票について】

父島 母島へ転居された方 **7月3日(日)の投票日に父島で投票となります。**
(7月1日(金)までに父島の村役場もしくは母島支所において期日前投票を行うこともできます。
また、7月2日(土)に父島で期日前投票を行うこともできます。)

母島 父島へ転居された方 **7月2日(土)の繰上投票日に母島で投票となります。**
(7月1日(金)までに父島の村役場もしくは母島支所において期日前投票を行うこともできます。
また、7月2日(土)に父島で期日前投票を行うこともできます。)

期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(○ = その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期日前 投票場所	6/25(土) ~7/1(金)	7/2(土) (母島繰上投票日)	7/3(日) (父島投票日)
父島 母島へ 転居された方	父島 村役場総務課 (8:30 ~ 20:00)			×
	母島支所 (8:30 ~ 18:00)		×	
母島 父島へ 転居された方	父島 村役場総務課 (8:30 ~ 20:00)			×
	母島支所 (8:30 ~ 18:00)		×	

問い合わせ 選挙管理委員会 2 - 3 1 1 1